

第3 後 期 選 抜

1 募 集

(1) 後期選抜を実施する高等学校の学科・コース等

後期選抜を実施する高等学校の学科・コース等は、別表1に示すとおりとする。

後期選抜の募集人数は、令和8年2月13日（金）16時に発表する。（三重県Webページへの掲載は2月14日（土））

(2) 応募資格

後期選抜を志願できる者は、第1・**1**・(1)の応募資格を有する者及び「令和8年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」に定める入学志願のできる者とする。

ただし、前期選抜、連携型中高一貫教育に係る選抜、特別選抜及びスポーツ特別枠選抜において合格内定となった者は、後期選抜に志願できない。

(3) 募集方法

ア 受付期間及び受付時間

(7) Web出願システムによる入学願書入力受付

受 付 期 間 ・ 受 付 時 間
令和8年2月5日（木）9時から 令和8年2月20日（金）17時まで

(4) Web出願システムによる調査書等の受付（令和7年度中学校等卒業見込者）

課 程	受 付 期 間 ・ 受 付 時 間
全日制	令和8年2月16日（月）9時から 令和8年2月26日（木）12時まで
定時制	令和8年2月16日（月）9時から 令和8年2月25日（水）17時まで

(5) 出願書類の受付

課 程	受 付 期 間	受 付 時 間
全日制	令和8年2月24日（火）から 令和8年2月26日（木）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）
定時制	令和8年2月24日（火）から 令和8年2月25日（水）まで	13時から20時まで （締切日は13時から17時までとする。）

（備考） 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

上記受付期間及び受付時間締切後に、「保護者の転勤に伴う一家転住」を事由とする志願者があった場合は、特例として、出願を志願変更受付締切時まで認める。

イ 応募手続

(7) 志願者は、後期選抜を実施する高等学校の学科・コースのうち、1校の1学科・コースに限り志願できる。ただし、同一高等学校に設置する同一課程（全日制・定時制）内の、異なる学科・コースに限り第2志望とすることができる。

なお、熊野青藍高等学校全日制課程については、同一校舎の異なる学科又は異なる校舎の学科を第2志望とすることができる。

また、北星高等学校については、定時制課程と通信制課程の併願を認める。

(4) 志願者は、第1・**1**・(4)・アによる手続を行う。

(7) 中学校等の校長は、第1・**1**・(4)・イによる手続を行う。

(4) 志願高等学校等の変更

出願書類等受付締切後、志願した高等学校又は課程、学科・コースの変更を希望する者は、志願変更受付期間内において、1回に限り変更することができる。

なお、志願者は、第1志望の変更と関係なく、第2志望も同様に1回に限り変更することができる。ただし、第1志望及び第2志望ともに変更する場合は、同時に変更しなければならない。

なお、中学校等の校長の手続には、入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書（様式23）の提示を必要とする。

ア 受付期間及び受付時間

(7) Web出願システムによる入学願書入力受付

課 程	受 付 期 間 ・ 受 付 時 間
全日制	令和8年2月27日(金)9時から 令和8年3月5日(木)12時まで
定時制	令和8年2月27日(金)9時から 令和8年3月4日(水)17時まで

(4) Web出願システムによる中学校等からの調査書及び志願校及び志願学科等変更願等の受付（令和7年度中学校等卒業見込者）

※ 調査書の提出は志願高等学校を変更する場合のみ

課 程	受 付 期 間 ・ 受 付 時 間
全日制	令和8年2月27日(金)9時から 令和8年3月5日(木)12時まで
定時制	令和8年2月27日(金)9時から 令和8年3月4日(水)17時まで

(4) 志願変更に係る書類等の受付期間及び受付時間

課 程	受 付 期 間	受 付 時 間
全日制	令和8年3月3日(火)から 令和8年3月5日(木)まで	9時から16時まで (締切日は9時から12時までとする。)
定時制	令和8年3月3日(火)から 令和8年3月4日(水)まで	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

イ 志願変更手続

(7) 志願高等学校を変更する場合

- ・ 志願高等学校を変更しようとする者は、在学する中学校等の校長に申し出るとともに、志願校変更願（様式6）を在学する中学校等の校長に提出する。
- ・ 中学校等の校長はWeb出願システムにより、志願変更前の高等学校長に、志願校変更願（様式6）のPDFファイルを提出する。
- ・ 志願者は、Web出願システムの入学願書（様式1）に志願変更先の志願情報を入力し、印刷して中学校等の校長に提出する。
- ・ 中学校等の校長はWeb出願システムにより、志願変更先の高等学校長に、調査書（様式4）のデータを提出するとともに、志願校変更願（様式6）及び志願校及び志願学科等変更者一覧表（様式7）のPDFファイルを提出する。
- ・ 志願変更先の高等学校長は、出願書類等を確認し、適正であると認められる場合には、これを受理し、受検番号を発行する。
- ・ 志願者は、新たに「受検票（様式3）」を印刷して写真を貼付し、中学校等が写真の上から所定のシールを貼る。

(4) 志願する課程、学科・コースを変更する場合

- ・ 志願する課程、学科・コースを変更しようとする者は、在学する中学校等の校長に申し出

るとともに、志願学科等変更願（様式 8）を、在学する中学校等の校長に提出する。

- ・ 志願者は、Web 出願システムの入学願書（様式 1）に志願変更先の志願情報を入力し、印刷して中学校等の校長に提出する。
- ・ 中学校等の校長は Web 出願システムにより、出願した高等学校長に、志願学科等変更願（様式 8）の PDF ファイルを提出する。
- ・ 中学校等の校長は Web 出願システムにより、志願変更先の高等学校長に、志願校及び志願学科等変更者一覧表（様式 7）の PDF ファイルを提出する。
- ・ 志願先高等学校長は、出願書類等を確認し、適正であると認められる場合には、これを受理し、受検番号を発行する。ただし、第 2 志望の学科・コースのみを変更する場合は、新たに受検番号は発行しない。
- ・ 志願者は、新たに受検票（様式 3）を印刷して写真を貼付し、中学校等が写真の上から所定のシールを貼る。

(ウ) その他

- ・ 志願する課程を変更する場合は、入学選抜手数料の差額（定時制課程から全日制課程への変更 1,250 円、通信制課程から全日制課程への変更は 2,200 円、通信制課程から定時制課程への変更は 950 円）を、次の a、b いずれかの方法で納付する。
 - a Web 出願システムにより、ア・(イ)の受付期間内に入学選抜手数料の差額を電子納付する。
 - b 収入証紙納付書（様式 2）に、入学選抜手数料の差額分の三重県収入証紙を貼付して、ア・(ウ)の受付期間内に在学する中学校等の校長を経由して志願変更先の高等学校長に提出する。

なお、既に中学校等を卒業した志願者については原則として本人が提出し、県外からの志願者については原則として保護者が提出する。
- ・ 既に中学校等を卒業した志願者は、原則として本人が、ア・(ア)の受付期間内に入学願書（様式 1）の入力を行い、ア・(ウ)の受付期間内に、志願校の変更の場合は志願校変更願（様式 6）を 2 枚作成し、それぞれ志願変更前及び志願変更先の高等学校長に提出することとし、志願学科等の変更の場合は志願学科等変更願（様式 8）を志願した高等学校長に提出することとする。

(備考) 海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜における志願変更については、第 7・5・(4)・アにより、手続を行う。

2 検 査

(1) 検査内容

ア 学力検査

- (ア) 後期選抜における学力検査は、同一問題により、国語、数学、社会、外国語（英語）、理科の 5 教科のうち、高等学校の指定する教科により実施する。（別表 1「令和 8 年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項」参照）
- なお、外国語（英語）の学力検査には、リスニング検査を含む。
- また、夜間定時制課程志願者のうち、令和 8 年 3 月 31 日までに満 20 歳以上になる者は、学力検査を免除する。
- (イ) 学力検査問題及び採点基準等は、三重県教育委員会教育長の任命する学力検査問題作成委員会が作成する。

イ 面接又は「自己表現」、作文又は小論文、実技検査

- (ア) 高等学校長が必要と認めた場合、面接又は「自己表現」、作文又は小論文、実技検査を実施することができる。（別表 1 参照）
- その日程、方法等については、当該高等学校長が志願者に適宜通知する。

- (イ) 海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜志願者については、面接及び作文を実施する。その日程、方法等については、当該高等学校長が志願者に適宜通知する。

(2) 検査期日等

ア 期 日 令和8年3月10日（火）
 イ 受付時間 8時30分から8時50分まで
 ウ 日 程

検査教科等		検査等時間	
点呼・諸注意		9:00 ~ 9:20	20分
1	国 語	9:30 ~ 10:15	45分
2	数 学	10:30 ~ 11:15	45分
3	社 会	11:30 ~ 12:15	45分
昼食・休憩		12:15 ~ 13:15	60分
4	英 語	13:15 ~ 14:00	45分
5	理 科	14:15 ~ 15:00	45分

(注1) 各教科等の配点については50点を標準とするが、傾斜配点を行う学科・コースがある。（別表1参照）

(注2) 検査教科を減じる高等学校においても、学力検査等の日程は変えない。

(注3) 各教科の検査開始30分経過後は、検査室への入場はできない。また、各教科の検査開始から30分経過後の退席については、その教科の検査を完了したものとみなす。

(3) 検査会場

志願先高等学校（南伊勢高等学校を志願する者は度会校舎において、熊野青藍高等学校を志願する者は木本校舎において受検する。）

3 選抜方法

- (1) 調査書（様式4）の第3学年における「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等により、およそ募集定員に当たる数の者を選ぶ。ただし、高等学校によっては、調査書の「各教科の学習の記録」等により選ぶ人数を、募集定員のおよそ110%又は120%にあらかじめ設定することができる。（別表3参照）
- (2) 受検者全員について学力検査と実技検査の得点合計（以下「学力検査等得点」という。）により、募集定員のおよそ80%に当たる者を高点者から順次選ぶ。ただし、その中から各高等学校の特色、性格に応じて必要な教科の成績が著しく下位にある者等を、保留者として除外することができる。
- (3) 同一人について、上記(1)及び(2)の両方に含まれている者を合格者とする。ただし、面接又は「自己表現」、作文又は小論文を選抜のための資料として利用する高等学校にあっては、この資料に基づき慎重審議を要すると考えられる者を保留者として除外することができる。
- (4) 上記(3)による合格者の数と募集定員との差のうち、その2分の1に相当する人数は、上記(1)

において選ばれた者の中から、学力検査等得点の高点者から順次選び、これを合格者とする。

- (5) 上記(3)及び(4)による合格者の合計数と募集定員との差に当たる者の選抜に当たっては、上記保留者を含めた残りの受験者の中から、各高等学校別に示す「特に重視する選抜資料等」(別表4参照)を踏まえ、合格者を決定する。

4 合格者の決定

合格者は、合否判定会議の審議に基づき、各高等学校長が決定する。

5 合格者の発表

令和8年3月17日(火)9時30分に、志願先高等学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、受験時に受験者に配付する連絡文書に記載の閲覧者を限定した三重県の専用ウェブページに合格者の受験番号を掲載し、発表する。(熊野青藍高等学校は木本校舎において掲示する。)

6 入学辞退

入学を辞退する者は、速やかに在学する中学校等の校長に申し出て、入学辞退届(様式11)を合格先高等学校長に提出する。

ただし、既に中学校等を卒業した者については、原則として本人が手続を行う。また、県外から志願した者については、原則として保護者が手続を行う。

7 追検査

(1) 追検査を受けられる者

後期選抜を志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望する者。

(2) 受検の手続

令和8年3月10日(火)15時までに在学する中学校等の校長を通して志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、令和8年3月18日(水)から3月19日(木)12時(定時制は17時)までに後期選抜追検査受検願書(様式10)に必要な事項を記入のうえ、追検査受検の理由を証明する書類(医師の診断書等)及び受検票(様式3)を添えて、志願先高等学校長に提出する。なお、手続には、入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書(様式23)の提示を必要とする。

ただし、既に中学校等を卒業した志願者については、原則として本人が手続を行う。また、県外からの志願者については、原則として保護者が手続を行う。

(3) 期日、日程、検査教科等

- ア 期 日 令和8年3月23日(月)
イ 日 程 後期選抜と同じ日程で実施する。
ウ 検査教科等

区 分	内 容
全日制・昼間定時制	後期選抜と同じ検査内容で実施する。
夜間定時制	再募集と同じ検査内容で実施する。

- (4) 追検査の会場
志願先高等学校

- (5) 合格者の決定
合格者は、合否判定会議の審議に基づき、各高等学校長が決定する。

- (6) 合格者の発表

令和8年3月25日（水）9時30分に、志願先高等学校において合格者の受検番号を掲示するとともに、受検時に受検者に配付する連絡文書に記載の閲覧者を限定した三重県の専用ウェブページに合格者の受検番号を掲載し、発表する。（熊野青藍高等学校は木本校舎において掲示する。）

8 夜間定時制課程における外国人生徒等の選抜

- (1) 外国人生徒等で夜間定時制課程への入学を希望する者については、志願先高等学校長の判断により、第7の「海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜」のうち、**1**・(2)、**2**・(1)、**5**・(6)、**5**・(8)を準用して実施することができる。ただし、募集枠は設けず、募集定員内で取り扱う。

9 その他

- (1) 県内居住者の志願学区外の高等学校への入学志願について
「令和8年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」の「1」による。
- (2) 県外からの三重県立高等学校への入学志願について
「令和8年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」の「2」による。
- (3) 県内居住者で令和7年度に県外の中学校等を卒業する者の入学志願について
「令和8年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」の「3」による。
- (4) 志願学区外に居住する県内居住者の、「通学区域に関する規則」別表特例に定める高等学校への入学志願について
「令和8年度三重県立高等学校への志願学区外及び県外からの入学志願者等取扱要項」の「4」による。
- （備考） 海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜における後期選抜については、第7・**5**による。